

# 岡山県計量法関係手数料

## 2 特定計量器の検定(型式承認外)

区 分	金 額	
	現 行	改 訂
<b>1 質量計(非自動はかり(ばね式指示はかり及び検出部が電気式のものを除く。))に限る。)</b>		
ひょう量が5kg以下のもの	180円	180円
ひょう量が20kg以下のもの	210円	210円
ひょう量が50kg以下のもの	280円	<b>290円</b>
ひょう量が100kg以下のもの	370円	<b>380円</b>
ひょう量が250kg以下のもの	570円	<b>590円</b>
ひょう量が500kg以下のもの	1,000円	<b>1,050円</b>
ひょう量が1トン以下のもの	1,760円	<b>1,840円</b>
ひょう量が2トン以下のもの	2,910円	<b>3,060円</b>
ひょう量が5トン以下のもの	6,740円	<b>6,960円</b>
ひょう量が10トン以下のもの	8,570円	<b>8,850円</b>
ひょう量が20トン以下のもの	12,740円	<b>13,150円</b>
ひょう量が30トン以下のもの	15,610円	<b>16,120円</b>
ひょう量が40トン以下のもの	20,570円	<b>21,250円</b>
ひょう量が50トン以下のもの	23,270円	<b>24,040円</b>
ひょう量が50トンを超えるもの	23,270円に、ひょう量10トンまでを増すごとに23,270円の5分の1の額を加えた額。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額	<b>24,040円に、ひょう量10トンまでを増すごとに24,040円の5分の1の額を加えた額。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額</b>
最小の目量(隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。)又は表記された感量(質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。)がひょう量の1万分の1未満のものにあつては、2倍の額とする。		
<b>2 温度計(ガラス製温度計に限る。)</b>		
(1) 計ることができる温度が零下5度以上105度以下のもの	60円	60円
(2) 計ることができる温度が零下5度以上200度以下のもの	120円	120円
(3) 計ることができる温度が零下30度以上105度以下のもの	150円	150円
(4) 計ることができる温度が零下30度以上200度以下のもの	190円	190円